

計画の考え方

■目次 (案)

		新しい計画
総論 第1部		第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の背景と目的 2 計画の位置付け 3 他計画との関係 4 計画の期間 5 計画の対象 6 計画の策定体制 7 計画の推進と点検・評価
		第2章 高松市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 1 子どもや子育て環境の現状 2 アンケート調査結果からみた市民の子育て意識等 3 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の達成状況 4 子ども・子育て条例の推進 5 子ども・子育て支援における課題
		第3章 計画の基本的な考え方 1 計画の基本目標 2 計画の体系
(次世代計画の継承部分) 各論 第2部		第1章 「子どもの成長」への支援 1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援 2 健やかな成長を促す学びへの支援 3 配慮を要する子どもと保護者への支援
		第2章 「子育て家庭」への支援 1 地域における子育て支援 2 子育てと仕事の両立支援
		第3章 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり 1 子どもにとって安全・安心な環境づくり 2 「子どもの成長・子育て」を支える地域づくり
(法定計画部分) 子ども・子育て支援事業計画 第3部		第1章 幼児期の教育・保育提供区域の設定
		第2章 教育・保育事業の推進（子ども・子育て支援給付） 1 施設型給付事業 （⇒量の見込みと提供体制の確保の内容と実施時期を記載） 2 地域型保育事業 （⇒量の見込みと提供体制の確保の内容と実施時期を記載）
		第3章 地域子ども・子育て支援事業の推進 1 利用支援 2 時間外保育事業 3 …… （⇒以下事業ごとに量の見込み・提供体制・実施時期を記載）
		第4章 教育・保育の一体的提供の推進 （認定こども園の普及、幼児期の教育・保育事業者の連携、幼稚園及び保育所・小学校等との連携の推進方針に係る事項）

■ 条例と推進計画との関係

条例	高松市子ども・子育て支援推進計画
前文	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の目標
第1条 目的	「第1部第1章 計画策定にあたって第1節 計画策定の背景と目的」及び「第1部第3章 計画の基本的な考え方 第1節 計画の目標」の中で記載
第2条 定義	第1部第1章 計画策定にあたって第5節 計画の対象で記述
第3条 基本理念	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第2節 基本理念
第4条～第9条 大人の役割	第1部第1章 計画策定にあたって 第7節 計画の推進と点検
第10条 推進計画	第1部第1章 計画策定にあたって 第2節 計画の性格
第11条 子どもの成長への支援	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第3節 施策の体系 施策体系の基本方向1
第12条 子育て家庭への支援	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第3節 施策の体系 施策体系の基本方向2
第13条 子どもを虐待から守るための対策	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第3節 施策の体系 施策体系の1-3-①で記載
第14条 相談支援体制の充実	第1部第3章 計画の基本的な考え方 第3節 施策の体系 施策体系の2-2-①ほかで分散して記載
第15条 協働等による施策の推進	「第1部第1章 計画策定にあたって 第7節 計画の推進と点検」において、計画の推進方策として記載
第16条 広報及び啓発	各施策体系の中で分散して記載 及び「第1部第1章 計画策定にあたって 第7節 計画の推進と点検」において、計画の推進方策として記載

■現計画（後期計画）と新しい計画の施策体系

【高松市子ども未来計画（後期計画）体系図】

基本方向	基本目標	施策の推進内容
1 家庭・地域における子育て支援	1 安心して子どもを産み育てることができる環境整備	1 家庭・地域における男女共同参画の促進
		2 地域の子育て支援体制の整備
	2 子ども等の安全の確保	1 子ども等の安全の確保
		1 児童虐待防止対策等の推進
		2 障がい児等の支援
	3 子どもの権利の擁護	3 ひとり親家庭の自立支援
		1 子どもや母親の健康の確保
		2 「食育」の推進
	4 母子保健医療対策の充実	3 思春期保健対策の充実
		4 小児医療の充実
		1 多様な保育サービス等の充実
		2 放課後児童対策の拡充
2 子育てと仕事の両立支援の推進	2 職業生活と家庭生活との両立支援の推進	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し
		2 子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備
	1 遊び場など生活環境の整備	
3 子育てを支援する生活環境の整備	1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 子どもの遊び場の整備
		2 道路・住宅など生活環境の整備
		1 「生きる力」を育てる学校教育の推進
		2 体験学習等の充実
4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	2 次代の親の育成	3 子育てに関する家庭教育の充実
		4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		1 次代の親の育成
5 子育てに伴う負担の軽減	1 子育てに伴う経済的負担の軽減	1 子育てに伴う経済的負担の軽減



【高松市子ども・子育て支援推進計画体系図】

基本方向	基本目標	施策の推進内容	現計画体系	
基本方向1 「子どもの成長」への支援	1-1. 子どもの心身の健やかな成長への支援	①子どもと母親の健康の確保	1-4-1、1-4-4	
		②「食育」の推進	1-4-2	
		③思春期保健対策の充実	1-4-3	
	1-2. 健やかな成長を促す学びへの支援	④子ども・青少年の居場所づくり	3-1-1 + 新規	
		①幼児期の学校教育・保育の一体的な提供	新規（詳細は第3部に掲載）	
		②「生きる力」を育てる学校教育の推進	4-1-1	
	1-3. 配慮を要する子どもと保護者への支援	③体験学習の充実	4-1-2、4-2-1	
		①児童虐待防止の推進	1-3-1	
		②障がいの早期発見と療育体制の充実	1-3-2	
基本方向2 「子育て家庭」への支援	2-1. 地域における子育て支援	③ひとり親家庭への支援	1-3-3	
		①地域における子育て支援の充実	1-1-2（詳細は第3部に掲載）	
		②「親自身の成長」のための支援	1-1-2、4-1-3	
	2-2. 子育てと仕事の両立支援	③経済的負担の軽減	5-1-1	
		①多様な保育事業の提供	2-1-1（詳細は第3部に掲載）	
		②放課後児童クラブの拡充	2-1-2	
	基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり	3-1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり	③ワーク・ライフ・バランスの推進	2-2-1、2-2-2
			①防犯・防災対策の推進	1-2-1
			②有害環境対策の推進	4-1-4
3-2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成と地域づくり		③生活環境の整備	3-1-2	
		①NPO・ボランティアの育成	計画の推進1, 3	
		②子育て支援拠点の整備	1-1-2（詳細は第3部に掲載）	
		③子育て支援ネットワークの充実	計画の推進1, 3	

第3部 子ども・子育て支援事業計画（法定計画部分）の構成

1. 幼児期の教育・保育提供区域の設定

【考え方（基本指針より）】

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定める。

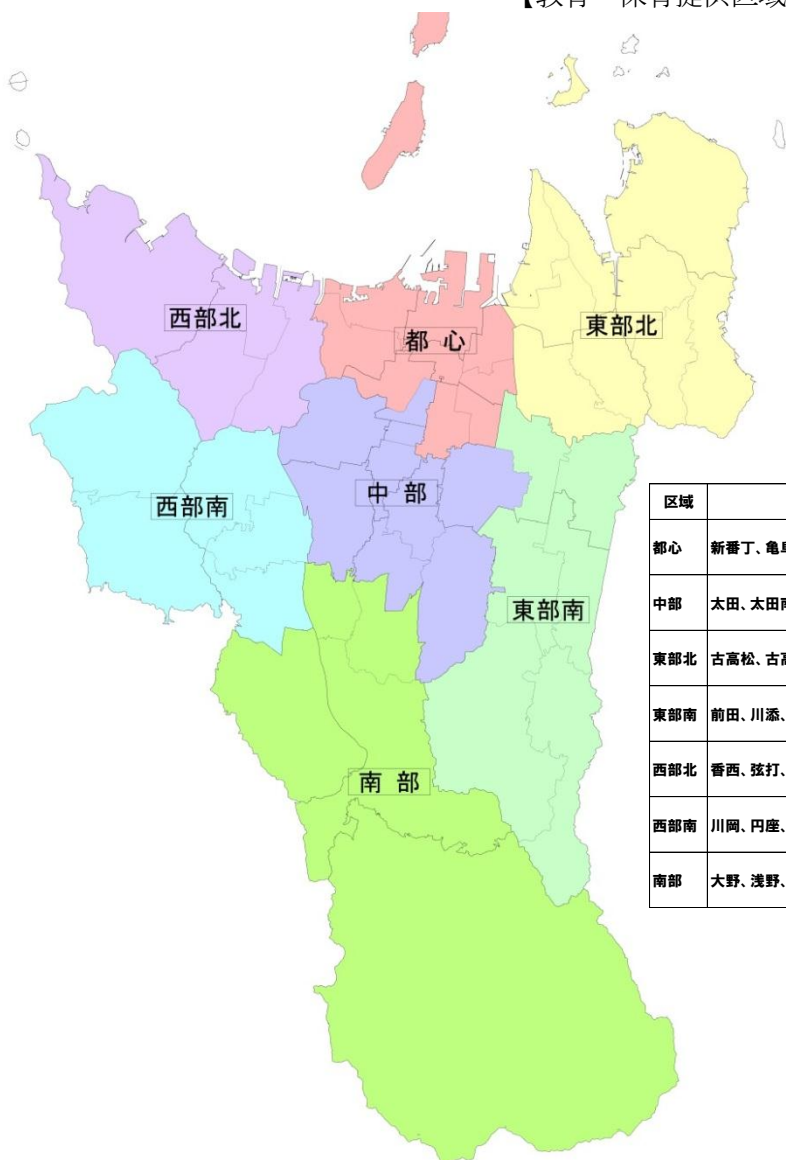
その際、「教育・保育提供区域」は、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

【高松市の教育・保育提供区域】

高松市地域行政組織再編計画基本構想を参考に、地域ブロックを小学校区単位で設定し、教育・保育提供区域とする。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、上記の教育・保育提供区域を基本としつつ、事業の性格や利用実態に応じて、事業ごとに区分（区域の統合等）を設定する。

【教育・保育提供区域】



区域	小学校区
都心	新番丁、亀阜、栗林、花園、高松第一、女木、男木、木太、木太北部、中央、木太南
中部	太田、太田南、三溪、仏生山、多肥、林、鶴尾、一宮
東部北	古高松、古高松南、屋島、屋島東、屋島西、庵治、庵治第二、牟礼、牟礼北、牟礼南
東部南	前田、川添、川島、十河、植田、東植田
西部北	香西、弦打、鬼無、下笠居
西部南	川岡、円座、檀紙、国分寺北部、国分寺南部
南部	大野、浅野、川東、香南、上西、塩江、安原

2. 教育・保育事業の推進

(各年度における教育・保育の「量の見込み」及び提供体制の確保)

【考え方（基本指針より）】

子ども・保護者の教育・保育の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設、地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定する。

【全国共通で国が提供するワークシートで量の見込みを算出する事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳

【記載のイメージ】

	平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要有	1-2歳 保育の必要有	0歳 保育の必要有		
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	150人	50人	300人	200人	160人	40人		
②確保の内容										
	認定こども園、幼稚園、保育所（教育・保育施設）	300人	200人	50人	30人	300人	200人	120人	30人	
	地域型保育事業			10人	10人		20人	10人		
②-①		0	0	▲ 90人	▲ 10人	0	0	▲ 20人	0	

3. 地域子ども・子育て支援事業の推進

(各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保)

【考え方（基本指針より）】

子ども・保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況、ニーズ調査等により把握する利用希望などを踏まえ、「教育・保育提供区域」ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定める。

【注記事項】

- ・教育・保育提供区域については、事業の特性や利用実態等に応じて区域を設定する。
- ・地域子ども・子育て支援事業については、既存の資源を活用しつつ、子どもや子育て支援にできることから、市民ニーズを考慮して、実施を検討する。

【全国共通で国が提供するワークシートで量の見込みを算出する事業】

	対象事業	対象児童年齢
1	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
2	時間外保育事業	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
5	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
6	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
7	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
8	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、 4～6年生

【ニーズ調査によらず推計して見込み量を記載する事業】

	対象事業
1	乳児家庭全戸訪問事業
2	養育支援訪問事業等
3	妊婦健診

【記載のイメージ】各事業ごとに記載（記載フォーマットが定められている）

<〇〇〇事業>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
① 量の見込み	2,000人（8か所）	2,000人（8か所）	2,000人（8か所）
② 確保の内容	1,500人（6か所）	1,750人（7か所）	2,000人（8か所）
①－②	▲500人（2か所）	▲250人（1か所）	0

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定める。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方や推進方策、また、教育・保育施設や地域型保育事業者などの相互の連携や、小学校等との連携の推進方策を定める。